

京田辺市下水道ビジョン

～未来へうけつぐ故郷の水～

令和7年（2025）7月
(中間見直し)

京田辺市上下水道部

京田辺市下水道ビジョン 目 次

	ページ
はじめに	1
第1章 中間見直しにあたって	2
1.1 中間見直しの趣旨	2
1.2 位置付け	3
1.3 目標年次と構成	3
第2章 下水道事業の概要	4
2.1 本市の概要	4
2.1.1 位置・地形	4
2.1.2 交通網	5
2.2 下水道事業の沿革	6
2.3 人口及び下水道有収水量の状況	9
2.4 施設の状況	11
2.4.1 汚水管路施設	11
2.4.2 処理施設	12
2.4.3 ポンプ施設	14
2.5 関連事業の状況	16
第3章 下水道事業の現状分析と評価	18
3.1 快適な水環境の創造（快適の視点）	18
3.1.1 下水道の普及状況	18
3.1.2 施設処理能力	19
3.1.3 河川水質の状況	19
3.2 いつでも使える下水道の提供（安定の視点）	20
3.2.1 老朽化施設	20
3.2.2 耐震化の進捗状況	23
3.2.3 危機管理体制の構築	23
3.2.4 非常時対策	24
3.3 安定した事業運営（持続の視点）	25
3.3.1 経営・財務の状況	25
3.3.2 浸入水の状況	35
3.3.3 利用者・事業者向けサービス	36
3.3.4 組織運営・技術者確保	37
3.3.5 省エネルギーの推進	38
3.3.6 國際貢献	38
第4章 将来見通しと課題の整理	39

4.1 人口・下水道有収水量の見通し.....	39
4.1.1 人口の見通し.....	39
4.1.2 下水道有収水量の見通し.....	41
4.2 施設改築・更新費用の発生見通し.....	42
4.2.1 下水道施設のストック.....	42
4.2.2 ストックマネジメント.....	43
4.3 財政収支の見通し.....	44
4.3.1 収益的収支の見通し.....	45
4.3.2 資本的収支や資金残高等の見通し.....	47
4.4 課題の整理.....	49
第5章 将来像と目標.....	50
5.1 将来像.....	50
5.2 目標及び施策体系.....	51
5.2.1 目標.....	51
5.2.2 施策体系.....	53
第6章 目標を実現するための施策.....	54
6.1 快適な暮らしを支える下水道（快適）.....	54
6.1.1 【重点施策】水洗化率の向上.....	54
6.1.2 下水道整備困難地区の検討.....	55
6.2 いつでも使える下水道（安定）.....	56
6.2.1 【重点施策】老朽設備や老朽管の改築・更新.....	56
6.2.2 施設や管路の耐震化.....	57
6.3 いつまでも使いづけられる下水道（持続）.....	59
6.3.1 【重点施策】効率的な資産管理.....	60
6.3.2 浸入水対策.....	61
6.3.3 農業集落排水事業の効率化.....	62
6.3.4 【重点施策】財源の確保.....	63
6.3.5 【重点施策】料金体系の見直し.....	64
6.3.6 【重点施策】柔軟な組織機構への検討.....	65
6.3.7 技術者の確保.....	66
第7章 事業計画の概要とフォローアップ.....	67
7.1 事業計画の概要.....	67
7.2 ビジョンのフォローアップ.....	68
資料1（用語集）.....	69
資料2（京田辺市上下水道事業経営審議会）.....	73
審議会規程	73

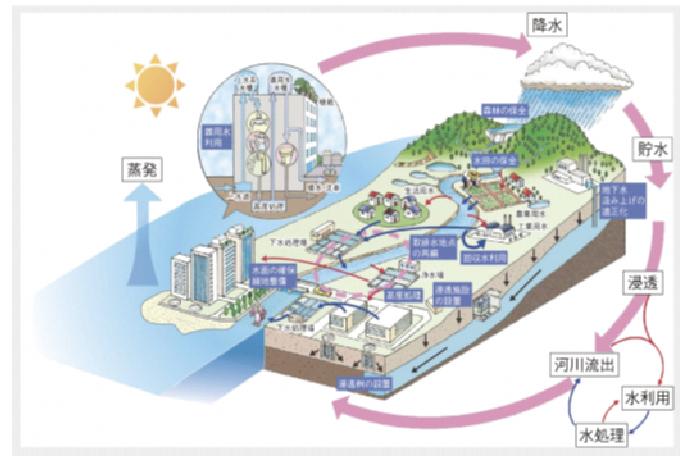
審議会委員名簿	78
実施スケジュール	78
資料3（京田辺市下水道ビジョン〈素案〉に係るパブリックコメントの結果）	79
結果概要	79
資料4（答申書）	81

はじめに

下水道の役割

■水の循環

水は、雨として空から大地に降り注ぎ、川や地下水となり、生活水となります。生活排水や川の水はいずれも海に流れますが、いろんなところで蒸発して、やがてそれらが雲となって、再び雨になります。このように水は循環しており、生活排水などが原因で魚が住めないような河川となってしまうことがあります。下水道により水をきれいにして、川や海へ放流し、自然界のバランスを保つことが大切です。



（出典）水循環について「内閣官房水循環政策本部事務局 HP」

下水道にはつぎのような役割があります。

●公衆衛生の向上

生活あるいは生産活動に伴って発生する汚水がすみやかに排除されず、住宅周辺に停滞していると、蚊や蝇の発生源となったり、悪臭の発生源となり、周辺環境を悪化させることになります。下水道を整備することにより、汚水をすみやかに排除し、公衆衛生の向上が図られます。

●生活環境の改善

下水道が整備されると便所の水洗化が可能となり、個々の住宅で衛生的で快適な生活を送れるだけでなく、し尿は下水管によって、他の汚水と共に運搬され、下水処理場で効果的に処理されることになり、生活環境の改善が図られます。

●公共用水域の水質保全

下水道は、汚水を収集、運搬、処理することから、河川などの公共用水域の水質汚濁の防止に積極的な役割を果たし、公共用水域の水質保全を図ります。

●浸水の防除

下水道は、河川や水路と同様に雨水排除のための機能を有しています。河川が治水上の根幹施設であるのに対して、下水道は、降った雨を集めて河川、海域、湖沼等へ排除する役割を受け持っています。浸水被害の防除は、住民の生命と財産を守ると同時に、交通等の都市機能確保の観点からも、必要不可欠です。

第1章 中間見直しにあたって

1.1 中間見直しの趣旨

本市の下水道事業は、昭和 54 年（1979）1 月に都市計画決定を行い、京都府の流域下水道洛南浄化センターへの接続に合わせて、昭和 61 年（1986）3 月に大住工業専用地域の一部で供用を開始しました。

現在の処理区域は約 1,215ha で、29,900 件余りの家庭や事業所において下水道を利用しており、人口普及率は 98.7% に達しています（令和 5 年度末）。

下水道事業は、下水道処理区域内の住民の生活のみならず、京田辺市全域の公衆衛生の向上、また、公共用水域の水質保全のために非常に大切な事業です。

一方、財政面では、「雨水公費・汚水私費」の原則のもと、汚水処理に要する経費を下水道使用料で賄わなければならない独立採算制の原則が適用される事業であり、平成 30 年（2018）4 月から、地方公営企業法を適用し事業を運営しています。

今後は、将来予測される処理水量の伸び悩みにより使用料収入の大幅な増加が見込めない中で、老朽化施設の更新や耐震化による災害に強い施設の整備を進めなければならず、下水道事業の経営を取り巻く環境は一段と厳しさを増していきます。

さらに、市の公共下水道事業は、単独で処理場を保有しておらず、京都府流域下水道処理施設により処理していますが、処理施設の負荷を軽減するためにも、有収率の低下の原因である浸入水対策が課題となっています。

このように多岐にわたる課題に対し、中長期的な視点で解決の方向性（みちしるべ）を示すものとして「京田辺市下水道ビジョン」を策定しました。

現行の「京田辺市下水道ビジョン」（令和 2 年度（2020））から 5 年が経過し、目標年度である令和 11 年度（2029）までの折り返し地点にあたることから、これまでの取組みを振り返り、必要な見直しを行うものです。

なお、下水道の役割には、前述したとおり、「公衆衛生の向上」、「生活環境の改善」、「公共用水域の水質保全」、「浸水の防除」等があり、大別すると汚水事業と雨水事業があります。本市は、水路整備等の雨水事業は主に建設部局で実施しているため、「浸水の防除」については建設部局と連携して実施していくものとし、本ビジョンでは汚水事業の施策を策定します。

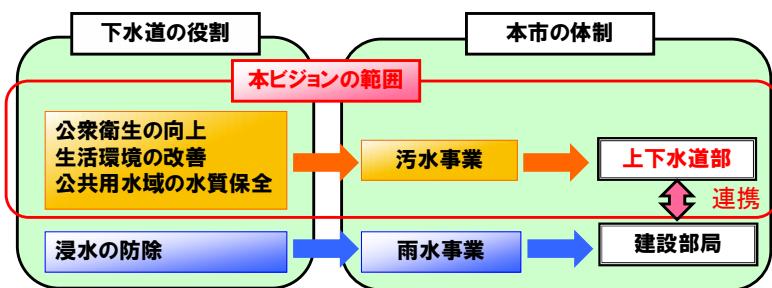


図 1.1 ビジョンの範囲

1.2 位置付け

下水道ビジョンは、本市の第4次総合計画や国の下水道ビジョン、府の京都府水洗化総合計画等を上位計画とする下水道事業のマスタープランです。本ビジョンをもとに、経営戦略や各種個別計画を立案し、事業化をめざします（図 1.2 参照）。

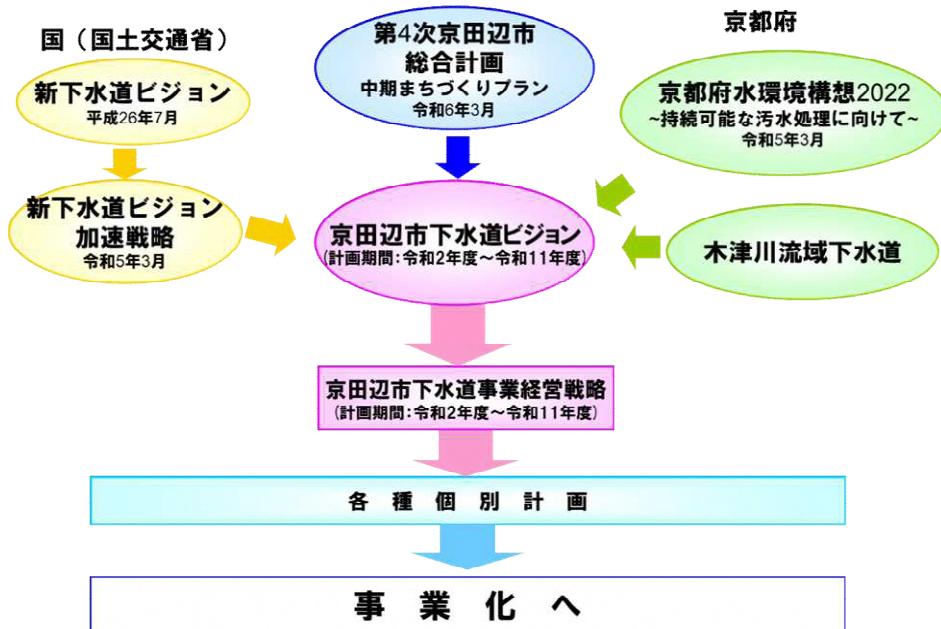


図 1.2 本市下水道ビジョンの位置付け

1.3 目標年次と構成

本市下水道ビジョンは、令和 2 年度（2020）に策定し目標年次を令和 11 年度（2029）としています。

計画期間の折り返しにあたる令和 6 年度（2024）には、事業の進捗評価や社会情勢などの変化を踏まえながら中間見直しを行いました。

本ビジョンの構成は、本市下水道事業の概要紹介の後、下水道事業の現状や将来見通しから得られた各種課題に対して半世紀先を見据えた将来像（基本理念）を掲げ、目標年次である令和 11 年度（2029）における目標（基本方針）とその実現のための施策を示すとともに、ビジョン推進に向けた事業計画とフォローアップの考え方を示しています。

第1章	中間見直しにあたって	第5章	将来像と目標
第2章	下水道事業の概要	第6章	目標を実現するための施策
第3章	下水道事業の現状分析と評価	第7章	事業計画の概要とフォローアップ
第4章	将来見通しと課題の整理		

第2章 下水道事業の概要

2.1 本市の概要

2.1.1 位置・地形

本市は、京都府南部の山城地域の中央やや西寄りに位置しており、京都府、大阪府、奈良県にまたがる京阪奈丘陵の北東部にあたり、市の中心部から京都市へ約22km、大阪市へ約28km、奈良市へ約15kmの距離で、三都市を結ぶ三角形のほぼ中心に位置しています。

地形は、市の西部に生駒山系から連なる緩やかな丘陵地帯が広がり、市の東端を流れる木津川に沿って平坦地が広がっています。丘陵地帯を水源とする市内の河川は、すべて木津川に流入しています（図 2.1 参照）。

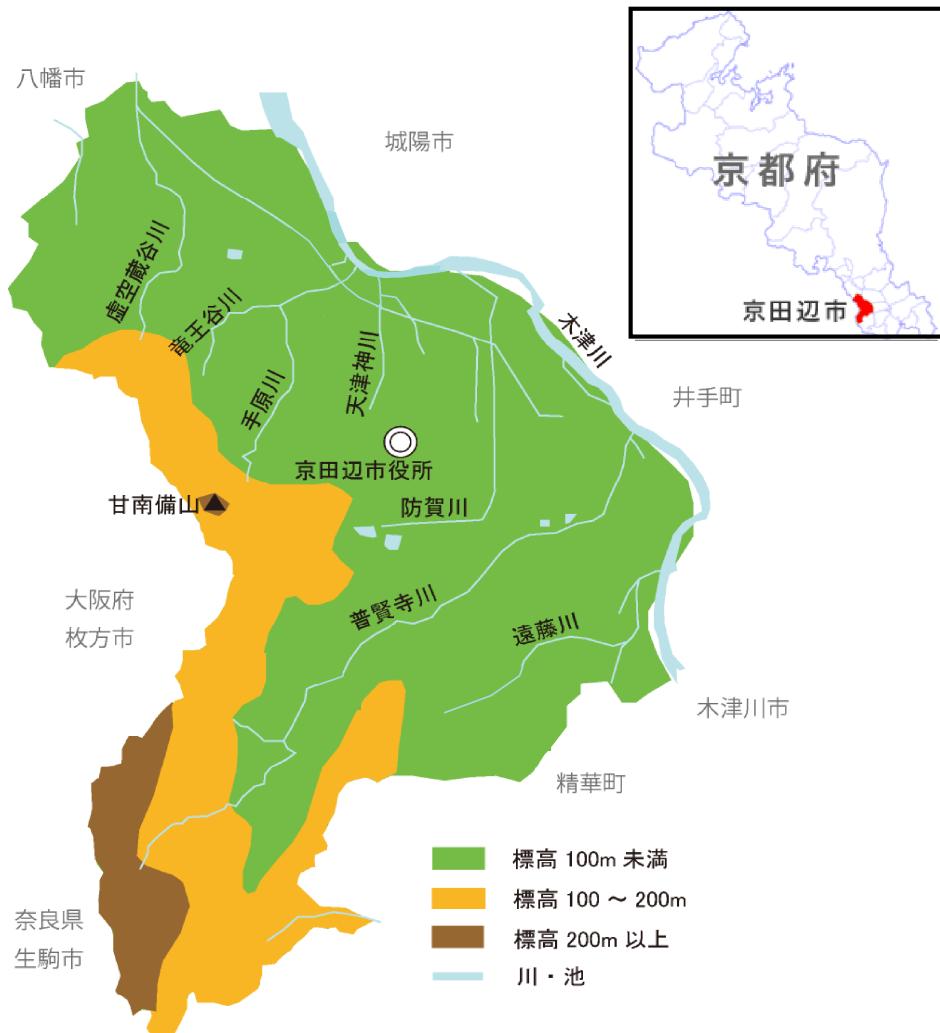


図 2.1 本市の地形

2.1.2 交通網

主要な幹線道路としては、東西に国道 307 号、府道生駒井手線、南北に第二京阪道路、京奈和自動車道と府道八幡木津線が通っており、京阪神方面へ向かう京都府南部における交通の結節点となっています。現在は新名神高速道路が事業中であり、完成すれば京都府南部のみならず、近畿の交通結節点としての役割が期待されています。

鉄道線は、市域に JR 片町線（学研都市線）と近鉄京都線の 2 つが通っており、市域内の鉄道駅としては、JR 片町線（学研都市線）が 5 駅、近鉄京都線が 4 駅あります。京都市、大阪市からの所要時間は 1 時間以内であり、ベッドタウンとして発展してきました（図 2.2 参照）。



図 2.2 本市の交通網

2.2 下水道事業の沿革

下水道事業の創設は、昭和 54 年（1979）1 月に都市計画決定を行い、京都府の流域下水道洛南浄化センターへの接続に合わせて、昭和 61 年（1986）3 月に大住工業専用地域の一部で供用を開始しました。公共下水道事業は、京都府木津川流域下水道の洛南浄化センターで処理する流域関連公共下水道であり、関連市町は、京田辺市、京都市、宇治市、城陽市、八幡市、木津川市、久御山町及び井手町の 6 市 2 町です。収集された汚水は、同浄化センターで処理され、宇治川に放流しています。また、農業集落排水事業は、打田、天王、高船の 3 地区で処理施設の整備が完了しています。

事業の概要は表 2.1～2.2 に示すとおりです。また、位置図を図 2.3 に示します。

表 2.1 木津川流域関連京田辺市公共下水道計画の概要

項目		全体計画			事業計画		
計画目標年度		令和12年度			令和6年度		
排除方式		分流式			分流式		
区域 (ha)	市街化区域	(汚水)	1,085.40	(雨水)	64.5	(汚水)	1,085.40
	市街化調整区域	(汚水)	336.79	(雨水)	0.0	(汚水)	261.02
	計	(汚水)	1,422.19	(雨水)	64.5	(汚水)	1,346.42
人口 (人)	市街化区域	68,576			66,269		
	市街化調整区域	6,781			4,731		
	計	75,357			71,000		
汚水 量原 単位	区分	日平均	日最大	時間最大	同左		
	常住人	240	280	480			
	営業	35	40	70			
	地下水	50	50	50			
	計	325	370	600			
計画 汚水 量 (m ³ /日)	区分	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	家庭汚水	24,491	27,882	45,214	23,075	26,270	42,600
	工場排水	4,664	4,664	9,328	4,664	4,664	9,328
	その他排水	1,832	1,991	3,823	1,227	1,386	2,613
	計	30,987	34,537	58,365	28,966	32,320	54,541
汚濁負荷量 (kg/日)		≒31,000	≒34,500	≒58,400	≒29,000	≒32,300	≒54,500
水質 (mg/100L)		210	200	35	210	200	35
処理分区		9処理分区			同左		

（出典）京都府木津川流域関連京田辺市公共下水道（洛南処理区）事業計画変更協議申出書から引用（令和 2 年 3 月）

表 2.2 農業集落排水事業の概要

項目	打田	天王	高船
事業名	農村総合整備モデル事業	農業集落排水事業	農業集落排水事業
計画処理戸数 (戸)	101	110	38
計画処理人口 (人)	420	480	200
処理対象汚水	し尿・雑排水	し尿・雑排水	し尿・雑排水
管渠 (km)	2.9	5.1	1.6
中継ポンプ施設 (箇所)	1	7	1
事業費 (百万円)	631	800	390
着工年度	平成元年度	平成5年度	平成13年度
完成年度	平成8年度	平成12年度	平成18年度

（出典）京田辺市農業集落排水事業パンフレット

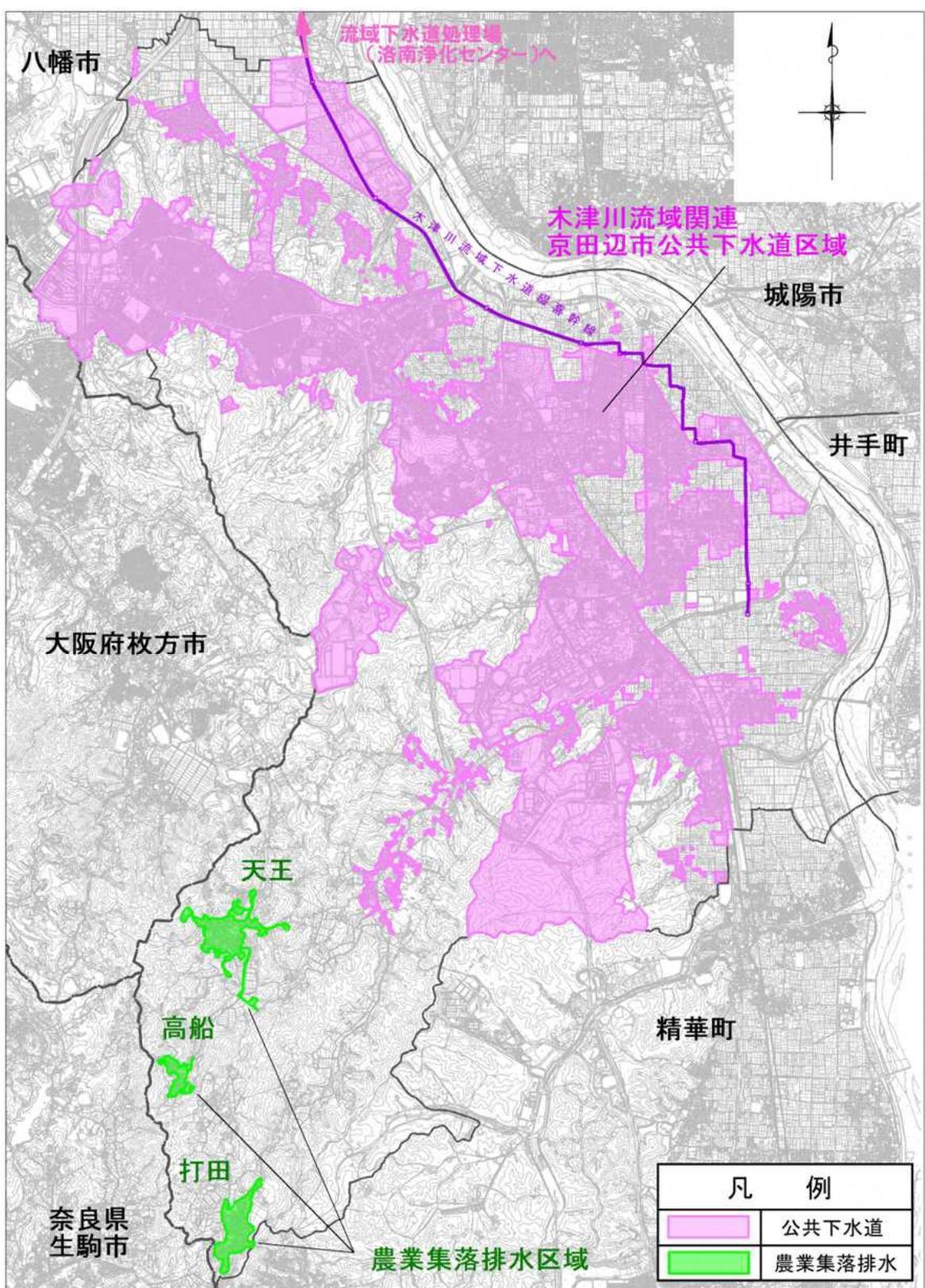


図 2.3 下水道事業の位置図

公共下水道事業は、昭和 54 年（1979）に当初の事業計画を取得し、今まで計画変更を行ってきました。表 2.3～2.4 に下水道法事業計画及び都市計画法事業認可の変更法手続きの経緯を示します。

表 2.3 木津川流域関連京田辺市公共下水道事業計画の経緯

下水道法事業計画						
計画	認可/協議 回答年月日	計画処理区域	管渠	施工期間	事業費	変更内容
当初	京都府指令4下第43号 S.54.2.24	(汚水) 263.3ha	(汚水) 51,496m	S.54.02.24 S.61.03.31	約4,610百万円	-
第 1回変更	京都府指令6下第281号 S.56.9.16	(汚水) 263.3ha	(汚水) 53,392m	S.54.02.24 S.63.03.31	約5,303百万円	期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更
第 2回変更	京都府指令9下第484号 S.59.12.4	(汚水) 490.3ha	(汚水) 112,254m	S.54.02.24 H.01.03.31	約8,349百万円	期間変更、区域拡大
第 3回変更	京都府指令1下第552号 S.61.8.26	(汚水) 528.1ha	(汚水) 131,538m	S.54.02.24 H.04.03.31	約9,489百万円	期間変更、区域拡大
第 4回変更	京都府指令2下第368号 S.62.6.26	(汚水) 528.1ha	(汚水) 136,008m	S.54.02.24 H.04.03.31	約9,493百万円	名称変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更
第 5回変更	京都府指令4下第243号 H.4.3.31	(汚水) 774.3ha	(汚水) 180,134m	S.54.02.24 H.10.03.31	約20,806百万円	期間変更、区域拡大、フルム・原単位の見直し
第 6回変更	京都府指令9下第701号 H.9.11.28	(汚水) 1,076.0ha	(汚水) 223,277m	S.54.02.24 H.16.03.31	約25,668百万円	期間変更、区域拡大
第 7回変更	京都府指令5下第409号 H.15.12.9	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha	(汚水) 251,336m (雨水) 7,755m	S.54.02.24 H.21.03.31	約30,324百万円	期間変更、区域拡大、フルム・原単位の見直し、住建寺調整池追加
第 8回変更	京都府山城北土木事務所 指令8山北土企第1047号 H.18.9.15	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 251,336m (雨水) 7,791m	S.54.02.24 H.21.03.31	約29,788百万円	区域拡大、住建寺調整池の形状変更
第 9回変更	京都府山城北土木事務所 指令20山北土企第96号 H.20.10.17	(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m	S.54.02.24 H.26.03.31	約30,575百万円	区域拡大、分区変更、年度延伸
第10回変更	京都府山城北土木事務所 6山北土企第25号 H.26.3.20	(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 269,765m (雨水) 7,791m	S.54.02.24 H.32.03.31	約30,427百万円	区域拡大、年度延伸、フルム・原単位見直し
第11回変更	京都府山城北土木事務所 9山北土企第41号 H.29.5.2	(汚水) 1,268.4ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 278,007m (雨水) 7,791m	S.54.02.24 H.32.03.31	約30,749百万円	区域拡大、H27下水道法改正適用
第12回変更	京都府山城北土木事務所 2山北土企第15号 R.2.3.4	(汚水) 1,346.4ha (雨水) 64.5ha	(汚水) 278,038m (雨水) 7,791m	S.54.02.24 R.07.03.31	約31,880百万円	区域拡大、年度延伸、フルム・原単位見直し

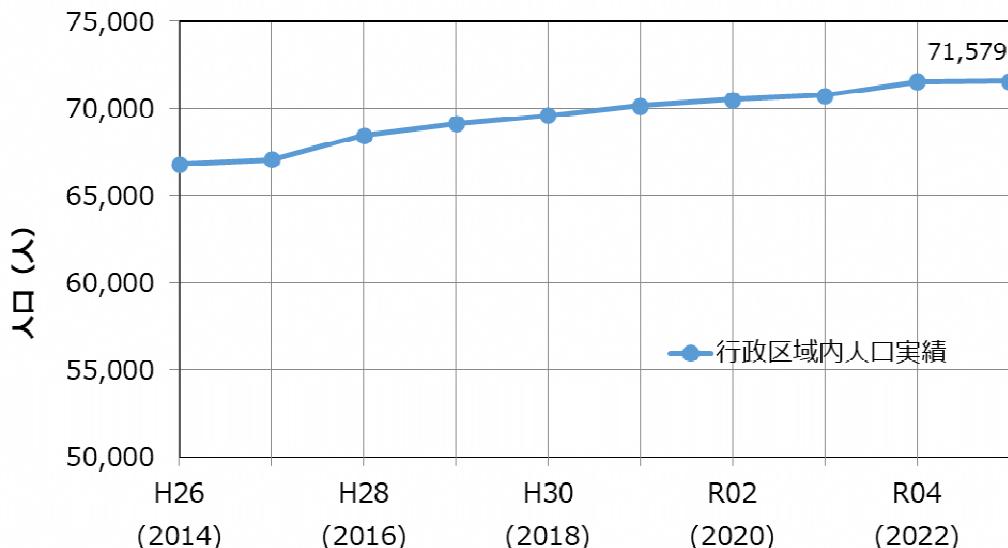
表 2.4 木津川流域関連京田辺市公共下水道都市計画法事業認可の経緯

都市計画法事業認可				
計画	認可告示 年月日	事業地	事業 施工期間	変更内容
当初	京都府告示第99号 S.54.3.2	(汚水) 263.3ha	S.54.02.24 S.61.03.31	-
第 1回変更	京都府告示第702号 S.56.9.25	(汚水) 263.3ha	S.54.02.24 S.63.03.31	期間変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更
第 2回変更	京都府告示第683号 S.59.12.4	(汚水) 490.3ha	S.54.02.24 H.01.03.31	期間変更、区域拡大
第 3回変更	京都府告示第542号 S.61.8.26	(汚水) 528.1ha	S.54.02.24 H.04.03.31	期間変更、区域拡大
第 4回変更	京都府告示第392号 S.62.6.26	(汚水) 528.1ha	S.54.02.24 H.04.03.31	名称の変更、処理分区の分割、管渠ルートの変更
第 5回変更	京都府告示第232号 H.4.3.31	(汚水) 774.3ha	S.54.02.24 H.10.03.31	期間変更、区域拡大、フルム・原単位の見直し
第 6回変更	京都府告示第743号 H.9.11.28	(汚水) 1,074.3ha	S.54.02.24 H.16.03.31	期間変更、区域拡大
第 7回変更	京都府告示第611号 H.15.12.9	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 63.7ha	S.54.02.24 H.21.03.31	期間変更、区域拡大、フルム・原単位の見直し、住建寺調整池追加
第 8回変更	京都府告示第523号 H.18.9.15	(汚水) 1,238.9ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24 H.21.03.31	区域拡大、住建寺調整池の形状変更、中山田排水路の収用変更
第 9回変更	京都府告示第447号 H.20.10.17	(汚水) 1,252.0ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24 H.26.03.31	区域拡大、分区変更、年度延伸
第10回変更	京田辺市告示第45号 H.26.3.25	(汚水) 1,253.8ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24 H.32.03.31	区域拡大、年度延伸 フルム・原単位の見直し
第11回変更	京田辺市告示第79号 H.29.5.10	(汚水) 1,265.5ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24 H.32.03.31	区域拡大
第12回変更	京田辺市告示第47号 R.2.3.16	(汚水) 1,346.4ha (雨水) 64.5ha	S.54.02.24 R.07.03.31	区域拡大、年度延伸 フルム・原単位の見直し

（出典）京都府木津川流域関連京田辺市公共下水道（洛南処理区）事業計画変更協議申出書
から引用（令和 2 年 3 月）

2.3 人口及び下水道有収水量の状況

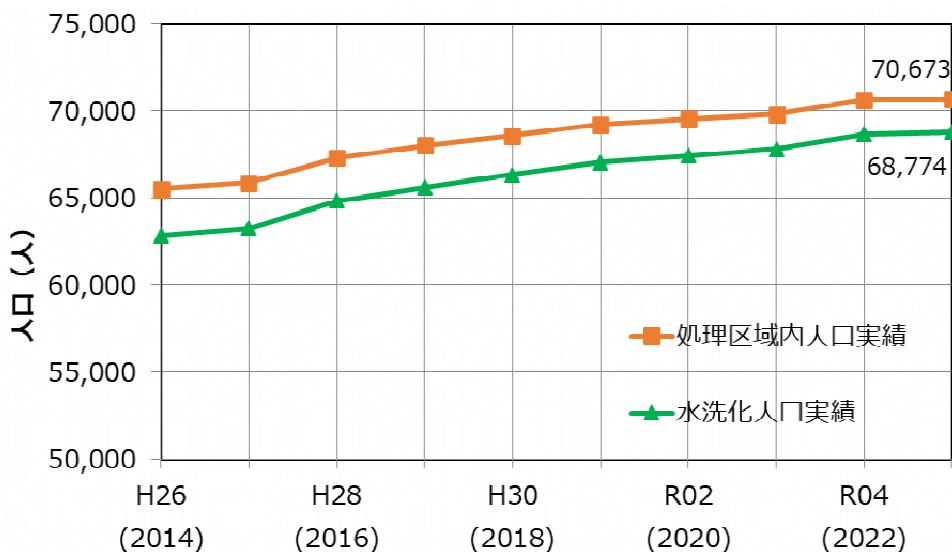
行政区域内人口は、順調に増加しています（図 2.4 参照）。



（出典）京田辺市公共下水道使用料調定表

図 2.4 行政区域内人口の推移

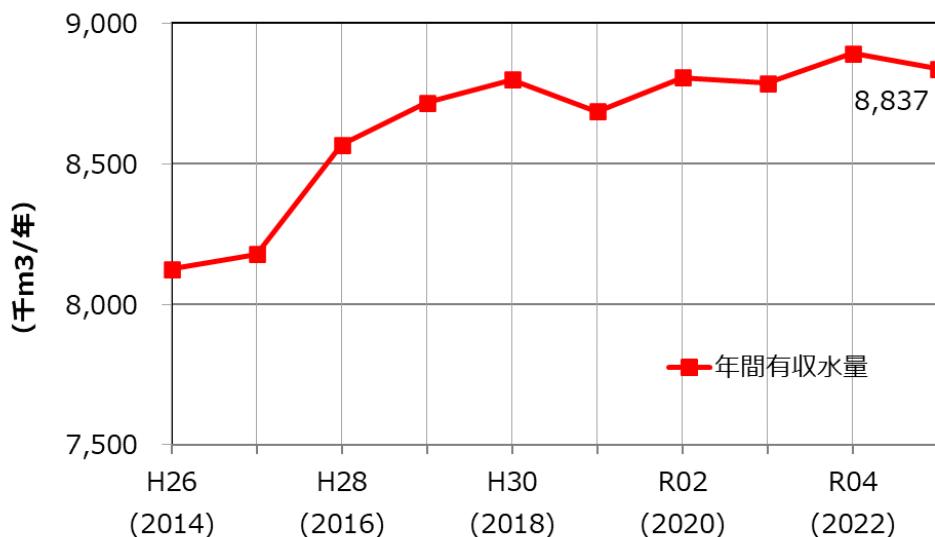
公共下水道事業の処理区域内人口及び水洗化人口は、行政区域内人口の伸びに伴う増加と整備が進捗したことにより増加しています（図 2.5 参照）。



（出典）京田辺市公共下水道使用料調定表

図 2.5 処理区域内人口の推移（公共下水道）

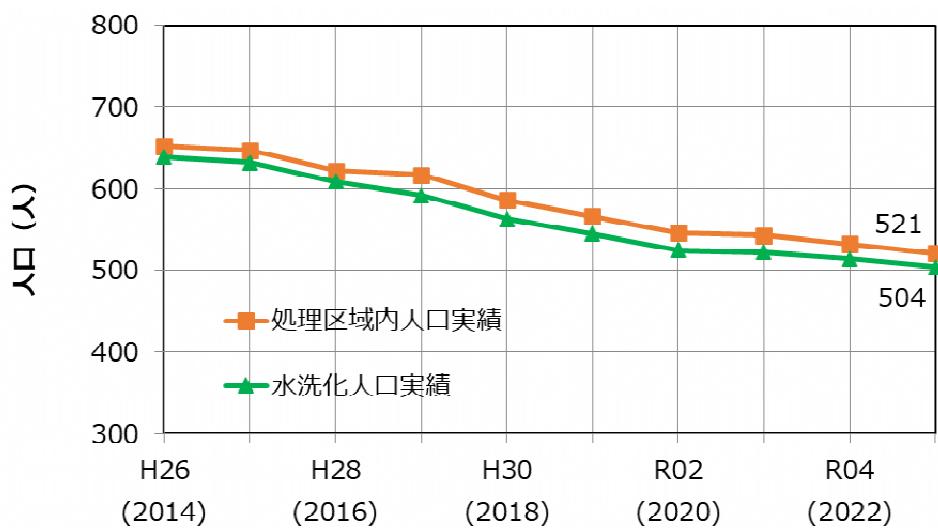
公共下水道事業の有収水量は、水洗化人口の伸びに伴い増加しています（図 2.6 参照）。



（出典）京田辺市公共下水道使用料調定表

図 2.6 有収水量の推移（公共下水道）

また、農業集落排水事業の処理区域内人口及び水洗化人口は、減少しています。なお、処理施設や管路の整備は完了しています（図 2.7 参照）。



（出典）地方公営企業決算統計調査

図 2.7 処理区域内人口の推移（農業集落排水事業）

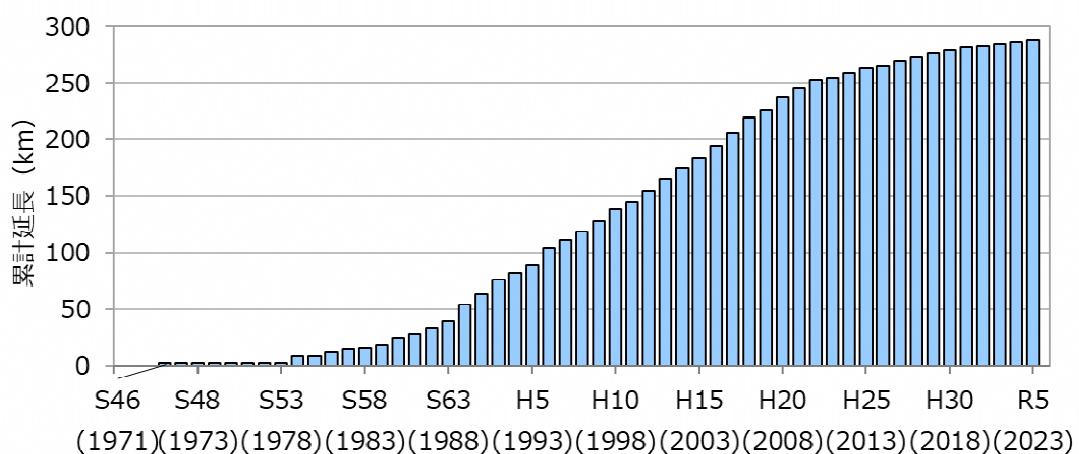
2.4 施設の状況

2.4.1 汚水管路施設

本市では、公共下水道事業を開始した昭和 54 年（1979）から約 40 年間で、管路の整備をほぼ完了しています。また、下水道事業開始前に開発事業で布設された管路も下水道に移管し、管理しています。

令和 5 年度（2023）末現在、全布設延長は 287km となっています。

今後、耐用年数（50 年）を迎える管路が増加するにあたり、計画的な改築更新を行っていく必要があります。



（出典）京田辺市上下水道部内資料

図 2.8 布設年度別管路延長の推移

2.4.2 処理施設

本市は、農業集落排水処理施設を3箇所保有しています。平成6年（1994）に打田地区、平成12年（2000）に天王地区、平成18年（2006）に高船地区がそれぞれ供用開始しており、建設後20年を経過した施設もあります。表2.5に3処理施設の概要を示します。

表2.5 農業集落排水処理施設の概要

項目	打田	天王	高船
所在地	打田地蔵山4-2番地	天王大谷27-1番地	高船谷川34-1番地
処理能力 (日平均汚水量m ³ /日)	114	130	54
処理方式	JARUS-III型	JARUS-III型	JARUS-S型
処理性能	BOD 20mg/㍑以下 SS 50mg/㍑以下	BOD 20mg/㍑以下 SS 50mg/㍑以下	BOD 20mg/㍑以下 SS 50mg/㍑以下
敷地面積 (m ²)	996	980	1,250
工事費 (百万円)	201	319	161
工期	着工 平成5年4月 竣工 平成6年3月	着工 平成10年7月 竣工 平成11年6月	着工 平成16年9月 竣工 平成17年10月
事業主	京田辺市	京田辺市	京田辺市

（出典）京田辺市農業集落排水事業パンフレット

【打田地区】



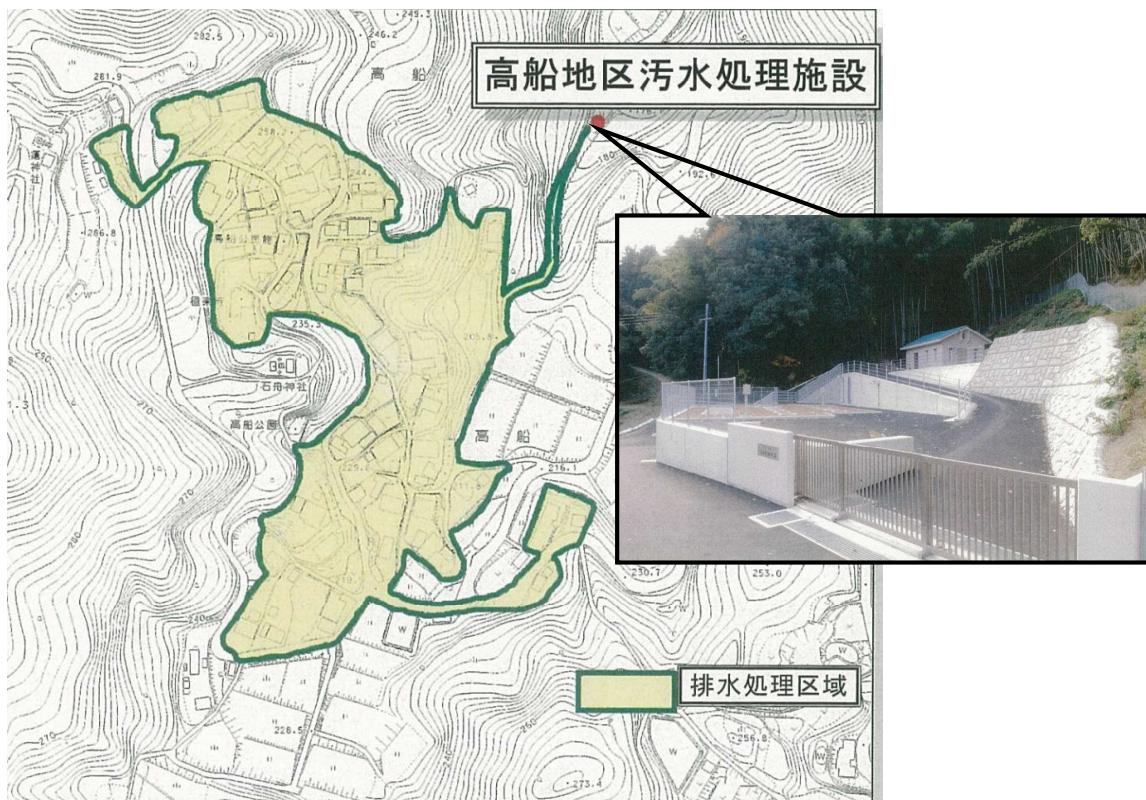
（出典）京田辺市農業集落排水事業パンフレット

【天王地区】



(出典) 京田辺市農業集落排水事業パンフレット

【高船地区】



(出典) 京田辺市農業集落排水事業パンフレット

2.4.3 ポンプ施設

本市には、表 2.6 に示すとおり、公共下水道事業の処理区内にマンホールポンプが 3 箇所及び真空式ポンプ場（真空ステーション）が 2 箇所あります。

表 2.6 ポンプ場一覧（公共下水道）

名称	設置年度	寸法・能力
飯岡地区 マンホールポンプ	H20(2008)	脱着式水中汚水ポンプ Φ80mm-1.5kw×2台
大住大坪地区 マンホールポンプ	H21(2009)	脱着式水中汚水ポンプ Φ65mm-1.5kw×2台
甘南備台地区 マンホールポンプ	H22(2010)	脱着式水中汚水ポンプ Φ75mm-3.7kw×2台
飯岡地区 真空ステーション	H20(2008)	汚水循環ポンプ Φ100mm-7.5kw-2.0m ³ /min×2台
一休ヶ丘地区 真空ステーション	H20(2008)	汚水循環ポンプ Φ80mm-5.5kw-1.7m ³ /min×2台

（出典）京田辺市公共下水道事業地方公営企業法適用業務委託（固定資産調査及び資産評価業務）業務報告書

また、表 2.7 に示すとおり、農業集落排水事業の打田地区に 1 箇所、天王地区に 7 箇所及び高船地区に 1 箇所、それぞれマンホールポンプがあります。

表 2.7 ポンプ場一覧（農業集落排水事業）

名称		設置年度	寸法・能力
打田	中継ポンプ場	H 5(1993)	水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台
天王	NO. 1 中継ポンプ場	H11(1999)	水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台
	NO. 2 中継ポンプ場	H11(1999)	水中汚水ポンプ Φ65mm-3.7 kw×2台
	NO. 3 中継ポンプ場	H11(1999)	水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台
	NO. 4 中継ポンプ場	H11(1999)	水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台
	NO. 5 中継ポンプ場	H11(1999)	水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台
	NO. 6 中継ポンプ場	H11(1999)	水中汚水ポンプ Φ50mm-0.4 kw×2台
	NO. 7 中継ポンプ場	H11(1999)	水中汚水ポンプ Φ50mm-0.75kw×2台
高船	中継ポンプ場	H17(2005)	水中汚水ポンプ Φ50mm-1.5 kw×2台

（出典）京田辺市公共下水道事業地方公営企業法適用業務委託（固定資産調査及び資産評価業務）業務報告書